

第三分野商品における保険金のお支払い状況

◆ 保険金のお支払い件数、お支払い対象とならなかった件数および内訳

2018年度 下半期

(単位:件)

		医療保険 がん保険	その他 (注)	合計
お支払い件数		2,813	594	3,407
お支払い対象と ならなかった件数	詐欺取消・詐欺無効	0	0	0
	告知義務違反解除	6	2	8
	通知義務違反解除	0	0	0
	重大事由解除	0	0	0
	支払事由非該当	57	20	77
	免責事由該当	1	8	9
	合計	64	30	94

(注) その他とは、医療費用保険、所得補償保険、介護費用保険等のことをいいます。

半年毎の時系列推移表

		お支払い件数	お支払い対象と ならなかった件数
2012年度	上半期	2,905	80
	下半期	3,129	100
2013年度	上半期	2,885	79
	下半期	2,897	101
2014年度	上半期	2,956	90
	下半期	2,836	83
2015年度	上半期	2,815	92
	下半期	3,149	94
2016年度	上半期	2,964	90
	下半期	3,283	95
2017年度	上半期	3,206	74
	下半期	3,364	86
2018年度	上半期	3,268	98
	下半期	3,407	94

用語の解説

用語	解説
詐欺取消・詐欺無効	保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、契約が取消または無効となったため、保険金のお支払い対象とならなかった件数です。
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、契約が解除となったため、保険金のお支払い対象とならなかった件数です。
通知義務違反解除	重複する保険契約の通知を保険契約者、被保険者からいただけなかったことにより、契約が解除となったため、保険金のお支払い対象とならなかった件数です。
重大事由解除	契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払い対象とならなかった件数です。
支払事由非該当	責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払い事由に該当しなかったため、保険金のお支払い対象とならなかった件数です。
免責事由該当	被保険者の故意など、保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金のお支払い対象とならなかった件数です。